

学校における アレルギー疾患対応マニュアル (改訂版)

＜学校生活編＞

＜学校生活管理指導表編＞

＜緊急時対応・エピペン[®]編＞

＜様式例・資料＞

令和5年7月
山梨県教育委員会

はじめに

平成 19 年 4 月に、文部科学省より「アレルギー疾患に対する調査研究報告書」が発表され、学校や学級にアレルギー疾患のある子供がいるという前提に立った学校の取組が必要であるとの認識が示されました。また、アレルギー疾患の子供に対して、学校が医師の指示に基づき、必要な教育上の配慮を行うことができる仕組みづくりについても提言されました。

その後、平成 20 年 3 月に文部科学省監修のもと、公益財団法人 日本学校保健会（現在）から「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が作成され、各学校等に周知されました。また、平成 27 年 3 月には、文部科学省から「学校給食における食物アレルギー対応指針」が示されました。「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」については、令和 2 年 3 月に改訂が行われ、それに伴い、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の様式の一部が変更されています。これらをもとに、児童生徒のアレルギー疾患に関して、正しい知識に基づき、学校と保護者との間で円滑に意思疎通が行え、学校の実態と子供の状況に合わせた取組が進められています。

一方、平成 21 年 7 月には、救急救命処置の範囲等が一部改正され、アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある疾病者について、救急救命士による「エピペン[®]」の使用が可能になったほか、文部科学省からは、「救命の現場に居合わせた教職員が、「エピペン[®]」を自ら注射できない本人に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にならないと考えられる（平成 21 年 7 月 30 日付け 21 ス学健第 3 号）」との見解が示されました。平成 23 年 9 月からは、「エピペン[®]」を保険診療で処方することができるようになり、学校にエピペン[®]を持参する子供が増加しています。

このような背景から、今般、作成から 11 年が経過したガイドラインの改訂を行いました。アレルギー疾患を有する児童生徒等の学校生活を安心・安全なものにするために、改訂されたガイドラインに基づき更なる取組の充実を図っていただくようお願いします。また、アレルギー疾患のある児童生徒への対応が、学校、保護者、主治医、関係機関等と連携を図る中で、より一層適切に行えるよう願っております。

なお、マニュアルと様式については、保健体育課ホームページにも掲載し、必要な様式例等をダウンロードできますので御活用ください。

目 次

< I 学校生活編 >

●アレルギー疾患のある児童生徒の対応の流れと 発症報告（モデル例）	I - 1
●アレルギー疾患のある児童生徒の具体的な対応と発症報告	I - 2
1 アレルギー疾患のある児童生徒の把握	I - 2
1 新入生の情報把握	
2 在校生の情報把握	
2 配慮・管理の必要な児童生徒の確認	I - 3
3 対象となる児童生徒の保護者へ学校生活管理指導表の記入依頼	I - 3
4 学校生活管理指導表に基づく校内での取組プラン案の検討	I - 4
1 対象児童生徒の情報管理	
2 アレルギー対応委員会等の設置と管理体制づくり	
3 専門家からの助言	
4 各学校での取組プラン案の立案	
(1) 学校生活の中で行う配慮	
(2) 緊急時の対応	
① 緊急対応時の体制づくり	
② 緊急時に備えた処方薬の取扱対応	
③ 学校における緊急時のエピペン [®] の投与について	
(3) 学校給食に対する対応	
(4) 児童生徒への指導	
① 対象児童生徒への個別指導	
② 周りの児童生徒への指導	
5 保護者との話し合い	I - 8
6 校内での教職員の共通理解	I - 8
7 取組の実施	I - 9
8 定期的な話し合い	I - 9
9 校外行事・宿泊を伴う行事の際等の保護者との話し合い	I - 9
10 定期的な教職員の研修開催・研修会への参加	I - 10
11 学校での食物アレルギー等アナフィラキシー症状の発症報告	I - 11

<Ⅱ 学校生活管理指導表編>

- | | | |
|---|--|-----|
| 1 | 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）作成の背景 | Ⅱ－1 |
| 2 | 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の活用 | Ⅱ－2 |
| 3 | アレルギー疾患対応における留意事項
学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） | Ⅱ－3 |

<Ⅲ 緊急時対応・エピペン[®]編>

- | | | |
|---|---|--|
| 1 | アナフィラキシー発症時の対応の流れ（例） | Ⅲ－1 |
| 2 | 緊急時に備えた処方薬の取り扱い
エピペン [®] の処方対象者
エピペン [®] の管理
救急救命士によるエピペン [®] 注射
エピペン [®] 使用の目安
エピペン [®] の仕組み
エピペン [®] の使用手順
エピペン [®] の保管について | Ⅲ－2
Ⅲ－2
Ⅲ－3
Ⅲ－4
Ⅲ－5
Ⅲ－6 |

<Ⅳ 様式例>

- | | | |
|---------|---|------|
| 様式例 1 | 保護者宛対応の通知 | Ⅳ－1 |
| 様式例 2 | 保健調査票（小学校用，中・高等学校用） | Ⅳ－2 |
| 様式例 3 | 保護者用学校長宛配付希望通知 | Ⅳ－6 |
| 様式例 3-1 | 保護者用学校長宛対応解除申請 | Ⅳ－7 |
| 様式例 4 | 食物アレルギーに関する調査票 | Ⅳ－8 |
| 様式例 5 | 学校生活管理指導表の配付について | Ⅳ－9 |
| 様式例 6 | 個人カルテ・取組プラン（小学校用，中・高等学校用） | Ⅳ－10 |
| 様式例 7 | 学校内での緊急時対応マニュアル（例） | Ⅳ－16 |
| 様式例 8 | 経過記録票 | Ⅳ－17 |
| 様式例 9 | 医療用医薬品預かり書（依頼書）（例） | Ⅳ－18 |
| 様式10 | アドレナリン自己注射薬に係る情報提供について | Ⅳ－20 |
| 様式10-1 | アドレナリン自己注射薬に係る情報提供について
（終了等報告） | Ⅳ－21 |
| 様式11 | アドレナリン自己注射薬に関わる救急隊への
情報提供票 | Ⅳ－22 |
| 様式12-1 | 学校における食物アレルギー等アナフィラキシー症状の
発症報告（教育委員会宛て） | Ⅳ－24 |
| 様式12-2 | 学校における食物アレルギー等アナフィラキシー症状の
発症報告（県保健体育課宛て） | Ⅳ－25 |
| 様式13 | 学校における食物アレルギー等アナフィラキシー症状の
発症報告書 | Ⅳ－26 |

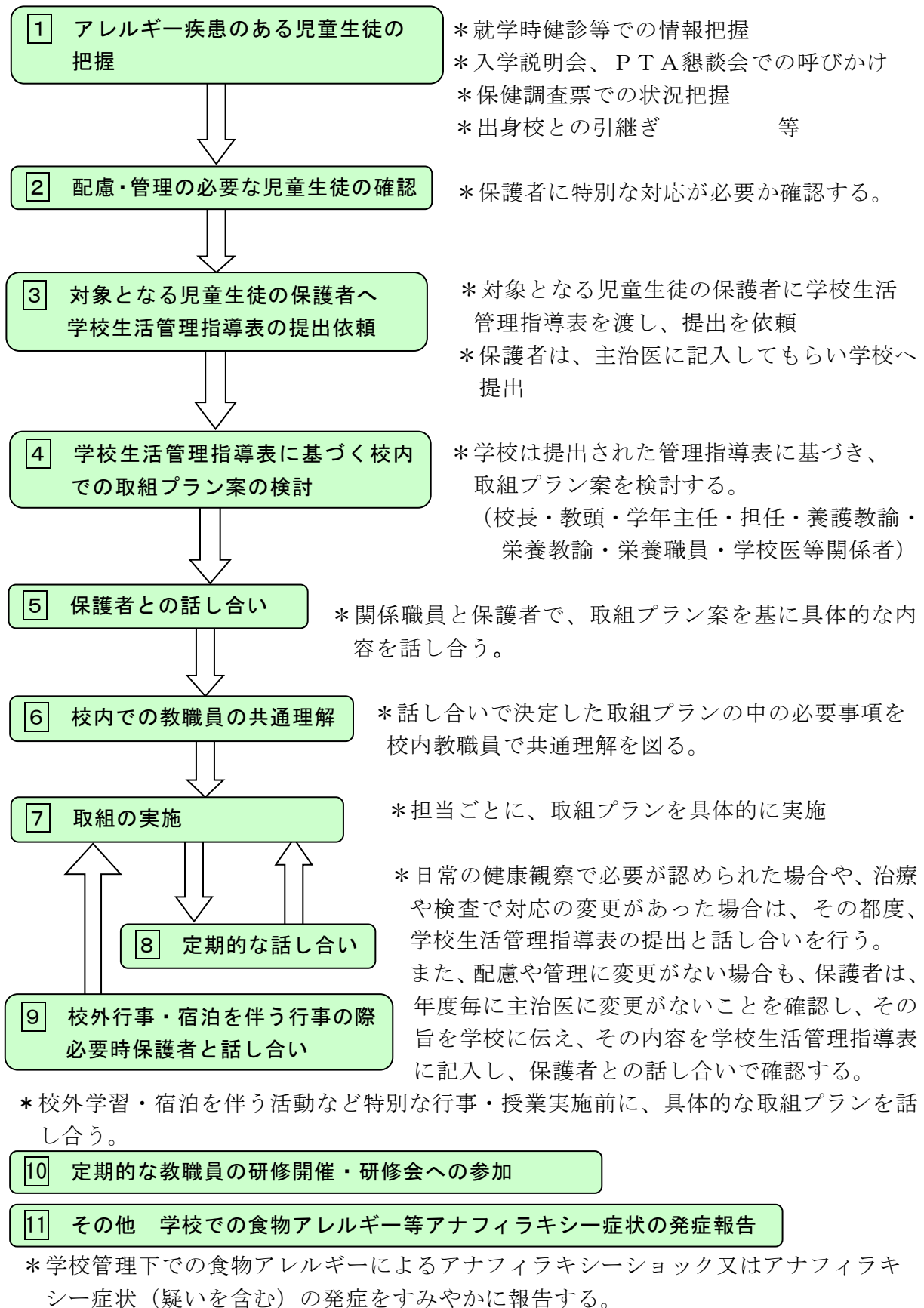
< V 資料 >

資料 1	食物アレルギーにより引き起こされる症状	V - 1
資料 2	アレルギー疾患の対応における関係職員の役割 (例)	V - 1
資料 3	学校における医療用医薬品の預かりと管理の流れ (モデル例)	V - 4
資料 4	医療用医薬品預かり書 (依頼書) (例)	V - 5
資料 5	「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について	V - 6
資料 6 -1, 2	今後の学校給食における食物アレルギー対応について	V - 14
資料 6 -3	同上通知 別添 2 医師法第17条の解釈について	V - 19
資料 7	民法第 6 9 8 条 刑法第 3 7 条	V - 21
資料 8	学校生活の中で行う配慮 (例)	V - 22
資料 9	県内消防本部所在地及び管轄市町村一覧表	V - 23
資料 10	宿泊を伴う行事での対応 (例)	V - 24
資料 11	京都への修学旅行等における食物アレルギー事前調査票の 活用について	V - 25
資料 12	校外学習時における緊急体制 (例)	V - 30
資料 13	学校における食物アレルギーの対応 Q & A	V - 31
資料 14	アレルギー疾患対策基本法の施行について	V - 35
資料 15	アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針を 策定する件について	V - 41
資料 15-1	アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の 一部を改正する件について	V - 59
資料 16	保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る 学校生活管理指導表の保険適用について	V - 90

I 学校生活編

< I 学校生活編 >

●アレルギー疾患のある児童生徒の対応の流れと発症報告（モデル例）



●アレルギー疾患のある児童生徒の具体的な対応と発症報告

1 アレルギー疾患のある児童生徒の把握

1 新入生の情報把握

(1) 入学前の情報把握

- * 出身幼稚園・保育所・小学校や中学校から情報収集を行う。
幼保小連絡会等の学校間の連絡会や引継ぎ文書、入学児童生徒調査票にアレルギー疾患の項目を入れ、情報を得る。

(2) 就学時健診時の情報収集

- * 就学時健康診断問診票を活用する。
保護者が記入する保健調査票等に、子供の健康状況を記入する欄やアレルギー疾患の項目を入れ、情報を得る。
- * 健診医による問診や聞き取り
健診医による問診や、養護教諭等による保護者からの聞き取り調査や事後指導等の際、具体的かつ詳細な情報を得る機会とする。

就学時健診で食物アレルギーがあることを把握できたら、入学に当たり、今後も食品の除去や生活の中での配慮が引き続き必要か、主治医に相談することを勧める。

(3) 入学説明会・一日入学等での呼びかけと情報収集

- * 保護者にアレルギー疾患の対応が必要な場合は、学校職員に申し出るよう伝え、必要時、聞き取りを行う。

様式例 1 IV-1

2 在校生の情報把握

(1) 保護者からの情報収集

- * 保護者にアレルギー疾患の対応が必要な場合は、学校職員に申し出るよう伝える。(毎年度実施)
- * 定期健康診断の保健調査票にアレルギー疾患の項目を入れ、情報を得る。
- * 家庭訪問時等に、保護者から家庭での対応状況等を確認する。
- * 必要時、保護者に状況の聞き取りや個別面談を行う。

様式例 1 IV-1

様式例 2 IV-2

(2) 学校職員による日常の健康観察

- * 日常生活の中で、児童生徒に食物アレルギーの症状が疑われる場合、関係職員・保護者等に連絡・対応を行う。

資料 1 V-1

2 配慮・管理の必要な児童生徒の確認

1 特別な対応が必要か確認

- * 学校で配慮・管理を行う児童生徒は、医師が学校での配慮・管理を必要と判断した児童生徒で、学校生活管理指導表の提出を原則とし、該当になるか確認を行う。

「医師が学校での配慮・管理が不必要と判断した場合」

「家庭で管理を行っていない場合」「保護者のみの判断」は対象外とする。

- * 家庭訪問時等に、保護者から対応の状況等を確認する。
- * 必要時、保護者に状況の聞き取りや個別面談を行う。

様式例 3 IV-6

様式例 4 IV-8

参照 学校生活管理指導表作成の背景 II-1

学校生活管理指導表の活用 II-2

3 対象となる児童生徒の保護者へ学校生活管理指導表の記入依頼

- ### 1 学校における配慮・管理を希望する保護者に、学校生活管理指導表を配付し、学校への提出を依頼する。

- * 学校生活管理指導表は、学校での取組や緊急時の対応に活用するために、記載内容を教職員が共有することへの同意について、保護者の意思を明らかにし、その旨を裏面の署名欄に記入していただくよう依頼する。
- * 学校生活管理指導表については、文書料がかかる場合もあり、その費用は保護者負担になることを伝える。

令和4年度診療報酬改定において、保険医療機関が、アナフィラキシーの既往歴のある患者もしくは食物アレルギー患者である児童生徒等の通学する学校等の学校医に対して、当該児童生徒等が学校生活を送るに当たって必要な情報（学校生活管理指導表等）を提供した場合に、診療情報提供として診療報酬の算定の対象となった。

資料16 V-90

- * 学校生活管理指導表を提出された際は、1部コピーして保護者に渡し、原本を学校で保管する。
- * 記載内容について、必要時学校から主治医に問い合わせる場合もあることを伝える。

様式例 5 IV-9

4 学校生活管理指導表に基づく校内での取組プラン案の検討

1 対象児童生徒の情報管理

- * アレルギー疾患のある児童生徒の状況を児童生徒ごとにまとめ活用する。

様式例 6 IV-10

- * 児童生徒の個人情報の取り扱いには、十分留意をした上で、所定の場所に保管し、必要時、教職員が適切に対応できるようにしておく。

2 アレルギー対応委員会等の設置と管理体制づくり

- * 校長の指導のもと、関係職員で学校の実情に応じたアレルギー対応委員会等を組織し、教職員が連携・協力できる体制をつくる。

資料 2 V-1



「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」より引用

3 専門家からの助言

- * 必要時、学校設置者、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門的な助言を受けると同時に、学校生活管理指導表に記入した主治医と連携をとり、緊急時の対応を含めて専門的観点から指導を受ける。

4 各学校での取組プラン案の立案

* 各学校での取組プラン案を作成する。

(1) 学校生活の中で行う配慮

* 学年主任・学級担任が中心になり、給食や昼食時間だけでなく、食物を扱う学習活動（家庭科・生活科等の教科・特別活動・総合的な学習の時間等）や、疾患の症状を発症・悪化させる学習活動を洗い出し、対応可能な取組プラン案を作成する。

様式例 6 IV-10

資料 8 V-22

(2) 緊急時の対応

① 緊急対応時の体制づくり

管理職、養護教諭、保健主事が中心になり、緊急対応時の体制づくりと緊急時の対応マニュアルを作成する。

* 個人カルテをもとに、対応を想定しておく。

様式例 7 IV-16

様式例 8 IV-17

参照 アレルギー疾患対応における留意事項 II-3

アナフィラキシー発症時の対応の流れ(例) III-1

② 緊急時に備えた処方薬の取扱対応<Ⅲ 緊急時対応・エピペン[®]編参照>

* 緊急時に備えた処方薬（内服薬、エピペン[®]等）の管理は、対象児童生徒の携帯・保管を原則とする。

* 学校で管理する場合は、学校の実情に即して、主治医・学校医・学校薬剤師の指導のもと、保護者と十分協議を行い、その具体的な方法を決定する。決定については、次の3点を確認する。

1. 学校が対応可能な事柄
2. 学校での管理体制（保管場所・保管方法・対応教職員等）
3. 保護者が行うべき事柄（学校や家庭への持参状況・使用期限・破損の有無の確認等）

様式例 9 IV-18

資料 3 V-4

参考 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」
公益財団法人 日本学校保健会「エピペン[®]の管理」

③ 学校における緊急時のエピペン®の投与について

- * エピペン®は、本人や保護者が自ら接種する目的で作られたもので、注射の方法や投与のタイミングは、医師から処方される際に十分指導を受けている。
- * 投与のタイミングは、アナフィラキシー症状が進行する前の初期症状（呼吸症状）のうちに注射することが効果的であるとされている。

参考：一般向けエピペン®の適応（日本小児アレルギー学会）

消化器の症状	・繰り返し吐き続ける	・持続する強い(がまんできない)おなかの痛み
呼吸器の症状	・のどや胸が締め付けられる ・持続する強い咳込み	・声がかすれる ・ゼーゼーする呼吸 ・息がしにくい
全身の症状	・唇や爪が青白い ・意識がもうろうとしている	・脈を触れにくい・不規則 ・ぐったりしている ・尿や便を漏らす

- * アナフィラキシー症状の進行は一般的に急速であり、症状によっては、エピペン®が手元にありながら児童生徒が自己注射できない場合も考えられる。
- * エピペン®の注射は法的には「医行為」にあたり、医師でない者（本人と家族以外のものである第三者）が「医行為」を反復継続する意図を持って行えば医師法第17条に違反することになる。しかし、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が、エピペン®を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にならない。
- * また、医師法以外の刑事・民事の責任についても人命救助の観点からやむを得ず行った行為であると認められる場合には、関連法規の規定によりその責任が問われないものとする。
- * エピペン®の処方を受けている児童生徒が在籍している学校は、保護者の同意を得た上で、事前に地域の消防機関に当該児童生徒の情報を提供するなど、日ごろから消防機関等地域の関係機関と連携する。

消防機関への情報提供は、様式例 10 により、所管の消防本部に行う。
本様式は、年度毎に提出するものとする。

(県コントロールメディカル協議会承認済み)

様式例10 IV-20

参照 アレルギー疾患対応における留意事項 II-3

緊急時に備えた処方薬の取り扱い III-2

資料5 V-6

資料6-1, 2, 3 V-14, 15, 19

資料7 V-21

資料9 V-23

(3) 学校給食に対する対応

栄養教諭・栄養職員、給食主任、学級担任等が中心になり、学校生活管理指導表や食物アレルギーに関する調査等をもとに、対応可能な取組プラン案を作成する。

○対応例

- ・「詳細な献立表・成分表を活用した対応」
(事前に保護者が除去食品を判断する)
- ・ 弁当対応 (完全弁当対応又は、一部弁当対応)
- ・ 除去食
- ・ 代替食

参考：

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」

公益財団法人 日本学校保健会

「学校給食における食物アレルギー対応指針」文部科学省 (平成 27 年 3 月)

(4) 児童生徒への指導

① 対象児童生徒への個別指導

アレルギー疾患の発症を防ぐには、原因となる食品を避けることが重要で、誤食のないよう、子供自らが表示等を確認し、自分で避ける力を育成する。そのためには、保護者を中心に子供の発達段階や状況に合わせて、保健指導、栄養指導、生活指導を行い、アレルギー疾患の自己管理能力を育成することが必要である。

○ 生活指導

- ・ 発達段階に合わせて、原因食物を口にすると体に通常と違う反応が現れることを知り、その食物を口にしないよう、理解と対応する力を身につける。
- ・ 学校給食では、献立等で使用されている食品を確認し、自分で摂取の仕方を判断することができるよう指導をしていく。
- ・ 友達から勧められたときに、理由とともにきちんと断ることができるように指導していく。

○ 保健指導 (発症対応と体調管理)

- ・ 発症時の周囲への周知
誤って原因となる食品を飲食し、気分不快やかゆみ等の症状が現れた場合は、直ちに周囲の人に知らせるよう指導する。
- ・ 必要に応じて、規則正しい生活、安定した精神状態を保つ指導を行う。

○ 栄養指導

- ・ 必要時、病状や発達段階に合わせて主治医の指導を受けながら、栄養指導を行う。

② 周りの児童生徒への指導

- 保護者や本人の考えを考慮しながら、児童生徒の発達段階に合わせて、「食物アレルギーという病気」を理解できるよう指導する。
- ・誰でもなる可能性がある病気であること。
 - ・好き嫌いや偏食とは異なり、体質のひとつである。他の人には何でもない食品が、人によっては生命の危険に関わることがあること。

また、保護者や本人の考えを考慮しながら、必要な場合は他の保護者との共通理解を図る。

参考：「アレルギーポータル」 日本アレルギー学会／厚生労働省

5 保護者との話し合い

- * 学校で、「対応できる内容」「対応できない内容」について正確に伝え、保護者の理解と協力を得るようにする。
- * 緊急時の対応については、状況に合わせて具体的に確認を行う。
- * 緊急時に備えた処方薬については、児童生徒の実態に合わせた保管場所・留意事項・使用対象症状等を確認し、必要時文書で確認をとる。
- * エピペン[®]については、保護者の同意を得た上で、管轄消防所に情報提供・連携体制づくりを行うことに理解を得られるよう努める。
- * 常に、対象児童生徒の状況について正確な情報交換と適切な対応が行えるようにする。症状等に変更があった場合や学校での状況等、共通理解が図れるよう、連絡をとりあうとともに、具体的な連絡先や連絡方法の確認を行う。

参照 アレルギー疾患対応における留意事項 II-3

6 校内での教職員の共通理解

- * 保護者の同意のもと、全教職員がアレルギー疾患について正しく理解できるよう、会議や研修を行い、共通理解と体制づくりを行う。特に、エピペン[®]の使用のタイミングや使用手順・方法については、保護者の協力を得て、主治医の指導・助言を得ることが望ましい。
- * 保護者と話し合い決定した取組プランをもとに、教職員の役割の確認をする。

7 取組の実施

- * 取組プランを基に対応を実施。
- * 必要時、関係機関との連携体制づくりを行う。
 - ・主治医、学校医への連絡は密に行い、必要時指導・助言を受ける体制を整える。
 - ・所管教育委員会に状況報告を密に行い、必要時指導・助言を受ける。

8 定期的な話し合い

- * 日常の健康観察で必要が認められた場合、治療や検査でこれまでの対応が変更になった場合等は、保護者との話し合いを適宜行い、取組プランの内容の見直し、改善を行うようにする。
- * 配慮や管理に変更がない場合も、年度ごとに主治医との対応の確認を行い、必ず保護者と話し合いをもつ。

資料13 V-31

- * 主治医から対応の変更が指示された場合は、学校生活管理指導表の再提出を依頼する。

9 校外行事・宿泊を伴う行事の際等の保護者との話し合い

アレルギー疾患のある児童生徒が、できる限り他の児童生徒と同様な校外学習・宿泊行事が行えるよう、学習内容・宿泊場所等を検討する。

- * 事前計画案、旅行業者や保護者等からの情報をもとに、どの場面でどのような対応、配慮を行うかを確認する。
- * 緊急時の対応のため、次の事柄を確認する。
 - ・緊急時に備えた処方薬の持参・保管の方法
 - ・症状が出たときの対応
 - ・処方薬の使用の状況等、緊急時の連絡体制、対応、搬送先（宿泊先周辺の医療機関、受診時の必要情報）、主治医との連絡方法 等

資料10 V-24

資料11 V-25

資料12 V-30

参考：京都府 ホームページ
「食物アレルギーの子 京都おこしやす事業」

10 定期的な教職員の研修開催・研修会への参加

- * 組織的な対応を行うために、校内研修会を定期的を開催する。必要時、学校医、学校薬剤師、主治医、地域消防機関に協力を求め、より実践的な内容とする。
- * 食物アレルギーのアナフィラキシーは、学校において初発で起こる場合もあるため、すべての学校で緊急時対応に備えた実践的な訓練にも取り組む。
- * 県や管内規模の研修会へ積極的に参加し、校内職員に還流を図る。

<校内研修会の内容 例>

- 1 食物アレルギーの理解
- 2 アナフィラキシーの理解
- 3 学校におけるアレルギー疾患対策の基本的な考え方
- 4 学校生活上の留意点
(給食、給食以外の授業活動等、該当児童生徒の取組プラン)
- 5 緊急時の対応
(組織的な対応、救急車の要請、エピペン[®]の正しい使い方、救急処置等)
- 6 発症の想定を基にした緊急時の実践的な対応訓練

<活用できる資料>

- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」
(日本学校保健会)
- 「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル 改訂版」
(山梨県教育委員会)
- 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」
(厚生労働省ホームページ)
- 「アレルギー疾患対応資料 (DVD) 映像資料及び研修資料」
(文部科学省 H27.3)
- 「学校給食における食物アレルギー対応指針」
(文部科学省 H27.3)

参考：エピペン[®]練習用トレーナーの無償貸出

ヴィアトリス製薬株式会社のサイトで案内文を一読し、申し込む。

11 学校での食物アレルギー等アナフィラキシー症状の発症報告

<発症報告の対象>

学校管理下で、食物アレルギーによるアナフィラキシーショック又はアナフィラキシー症状（疑いを含む）を発症した児童生徒

*アナフィラキシー症状とは、アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をいい、アナフィラキシーショックは、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合をいう。

1 学校

- (1) 発症時の状況等、実態を把握する。
- (2) 校内アレルギー対応委員会等で協議する。

- ① 事故状況の把握等、情報の共有
- ② 改善策の協議

(3) 事故状況と改善策の報告

- ① 様式12及び13にて報告する。

* 報告は、事故発生から概ね1ヶ月以内を目安に行う。

2 市町村（組合）教育委員会

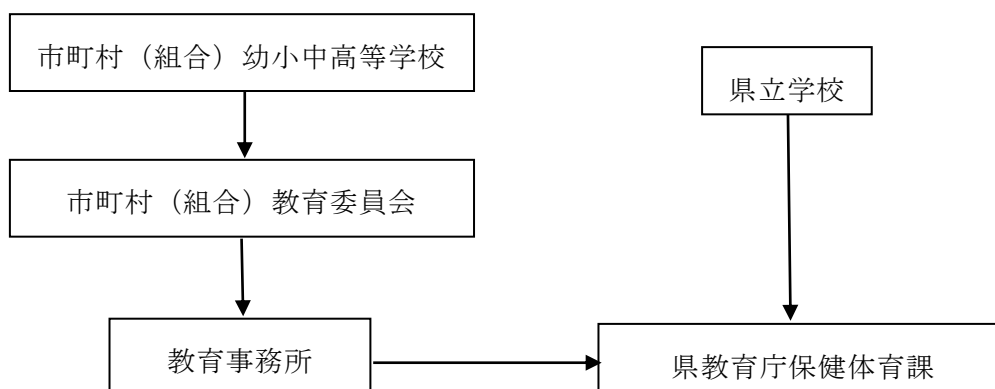
報告されたすべての事例について正確かつ迅速に把握するとともに、必要に応じて当該校に方策の改善を求める。また、その都度教育事務所に報告する。更に、集約した事例を所管内で共有し、事故防止の徹底を図る。

3 教育事務所

報告されたすべての事例について、速やかに県教育委員会（保健体育課）に報告する。

4 県教育委員会（保健体育課）

事故防止の徹底を図るため、報告されたすべての事例について正確かつ迅速に把握するとともに、事例の原因と事故防止に必要な事柄について、医師・消防関係者・学校関係者の代表で検討を行い、必要な情報を学校等に周知する。



II 学校生活管理指導表編

1 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)作成の背景

アレルギー疾患対応の状況

- アレルギー疾患の状況
 - ・学校にアレルギー疾患のある子供が多数在籍
- 学校における取組
 - ・給食における対応開始
- 個々に求められる学校の対応
 - ・重篤な症状に陥る可能性のある子どもへの対応増加
 - ・関係機関との連絡強化

アレルギー疾患対応の方向性

- 学校生活での配慮や管理に生かすことができる情報の把握
- 学校と保護者の間での正しい知識に基づいた円滑な意志疎通
- アレルギー疾患のある子供に対する適切な対応
- 個々に求められる学校の対応



「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の活用

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)に基づく取組

○ 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の性格

アレルギー疾患の子供に対する取組を進めるためには、個々の子供の症状等の特徴を把握しておく必要がある。

その一つの手段として、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)を活用することにより、各学校が必要な情報を把握し、実際の子供への対応に生かすことができる。

学校生活管理指導表は、個々の子供についてのアレルギー疾患に関する情報を主治医が記載し、保護者を通じて学校が把握するものである。

表	アナフィラキシー/食物アレルギー、気管支ぜん息
裏	アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎

○ 管理指導表の対応期間

学校での取組を希望する保護者に対して、学校生活管理指導表の提出を求めるところから開始し、子供の在籍中において必要がなくなるまで継続して対応する。

○ 管理指導表の対象範囲

- ・ 学校生活管理指導表は、医師が学校において配慮や管理が必要だと思われる場合に使用され、学校生活上、管理を特に要しない場合は対象外となる。
- ・ 学校生活管理指導表を提出している子供の症状等に変化があり、配慮や管理事項に変更が必要な場合は、改めて学校生活管理指導表の提出を求める。

2 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の活用

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を用いた情報の流れ

作成

- ・ 原則、対応の必要な子供について一人1枚ずつ作成する。
- ・ ぜん息とアトピー性皮膚炎等、複数の診療科目を受診している場合は、必要に応じて、それぞれの担当医師に学校生活管理指導表を記入していただく。
- ・ 症状や治療内容、学校生活上の配慮事項などの指示が変化する場合、記載する医師には、宿泊学習や水泳学習、調理実習等の活動を通して考えられる内容を記載していただく。
- ・ アナフィラキシーショックや気管支ぜん息により重篤な症状が心配される場合、保護者と主治医が相談のうえ、緊急時の対応について確認しておく。
- ・ 学校生活管理指導表については、文書料がかかる場合もあり、その費用は保護者負担になることを伝える。

令和4年度診療報酬改定において、保険医療機関が、アナフィラキシーの既往歴のある患者もしくは食物アレルギー患者である児童生徒等の通学する学校等の学校医に対して、当該児童生徒等が学校生活を送るに当たって必要な情報（学校生活管理指導表等）を提供した場合に、診療情報提供として診療報酬の算定の対象となった。

資料16 V-90

- ・ 学校生活管理指導表を受け取る際には、コピーを保護者に渡し原本を学校が預かる。
- ・ 進学する際には、学校生活管理指導表に変更がないかどうかを主治医に必ず確認するよう保護者に依頼する。

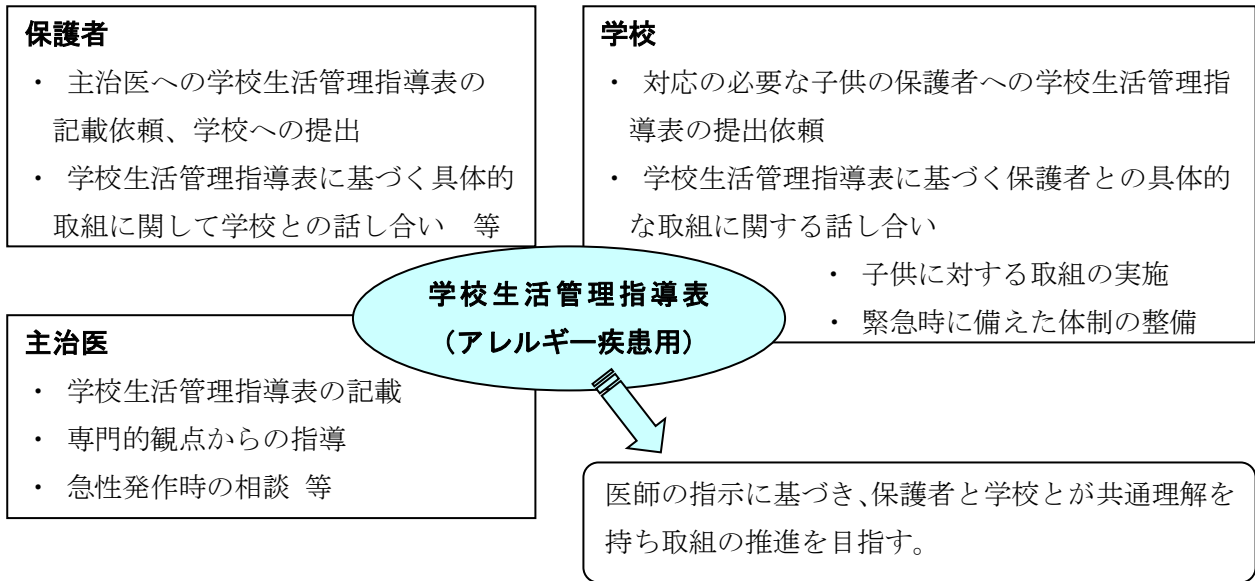
活用

- ・ 学校は、学校生活管理指導表に基づいて保護者と話し合い、取組を実施する。

活用終了時

- ・ 対応の必要がなくなった場合や対象の子供が卒業や転出をする場合、学校生活管理指導表を保護者へ返す。その際、「学校生活管理指導表に基づき学校で対応していた」ことを進学先もしくは転入先に必ず伝えるよう保護者に伝えるとともに、必要時保護者の同意を得て、進学先もしくは転入先の学校に引継ぎを行う。
- ・ 対応の必要がなくなった場合は、口頭のやりとりのみで済ますことはせず、必ず保護者と学校の間で書類を作成して対応する。

様式例3-1 IV-7



3 アレルギー疾患対応における留意事項

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の取り扱い

保護者からの情報提供は、対応を要する子供への日常の取組や緊急時の対応に役立てる。いつ、どのような状況で緊急の対応を要する事態が発生するかを予測することはできないので、提供された情報を教職員全員で共有しておく。

留意事項

- ・ 学校生活管理指導表には子供の健康に関わる個人情報に記載されているので、管理には十分注意する。
- ・ 学校生活管理指導表の取扱いについて、保護者または子供本人に説明し、事前に同意を得ておく。

裏 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)

名前

(男・女)

年 月 日生 年 月 組

提出日 年 月 日

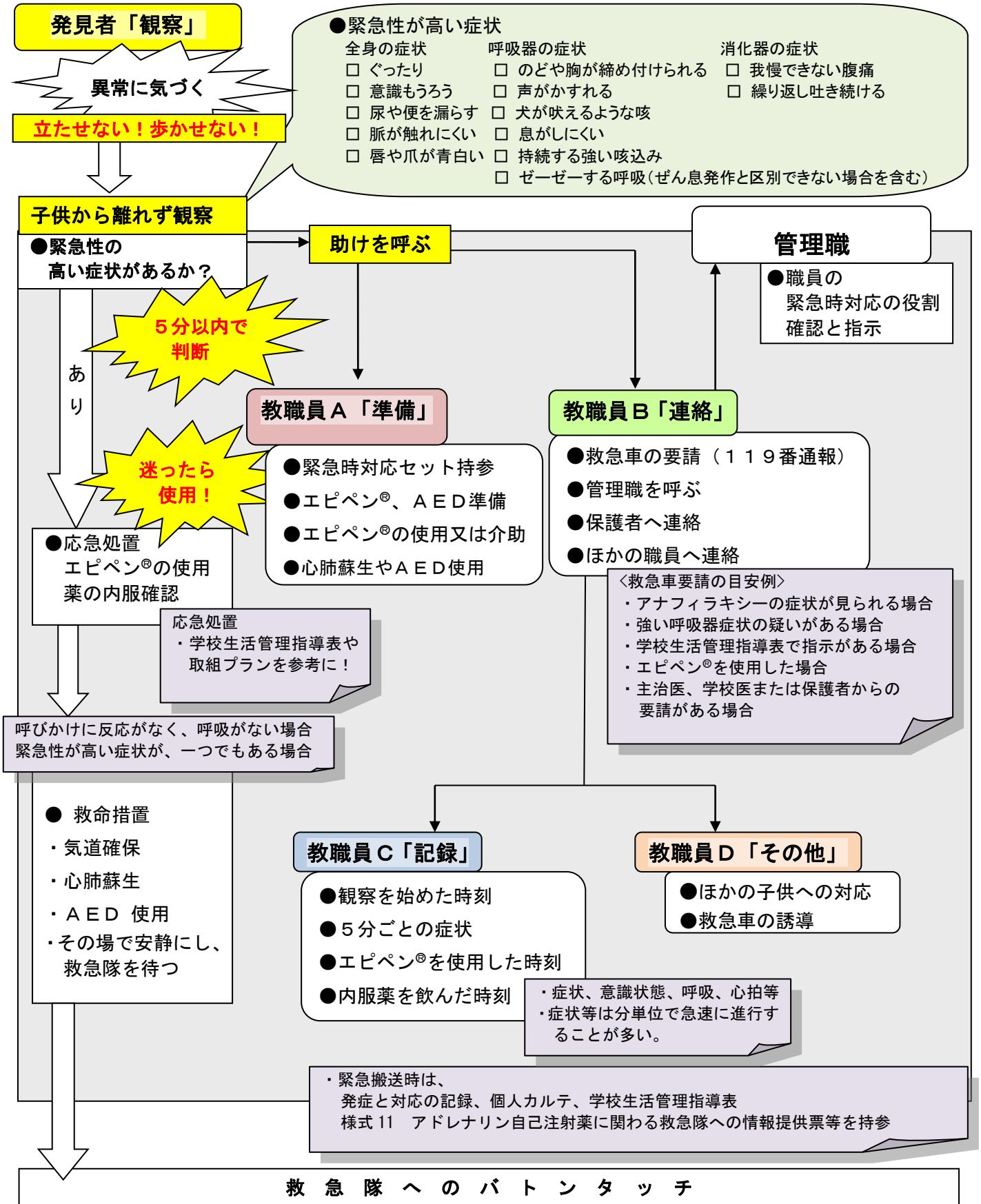
<p>アトピー性皮膚炎 (あり・なし)</p>	<p>病型・治療</p> <p>A 重症度のめやす (厚生労働科学研究班) 1. 軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 *軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変</p> <p>B-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック®」) 3. 保湿剤 4. その他 ()</p> <p>B-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 ()</p> <p>B-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤</p>	<p>学校生活上の留意点</p> <p>A フール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>C 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>回 その他の配慮・管理事項 (自由記述)</p>	<p>記載日 年 月 日</p> <p>医師名 ⑤</p> <p>医療機関名</p>
<p>アレルギー性結膜炎 (あり・なし)</p>	<p>病型・治療</p> <p>A 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎 (花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 ()</p> <p>B 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ()</p>	<p>学校生活上の留意点</p> <p>A フール指導 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>回 その他の配慮・管理事項 (自由記載)</p>	<p>記載日 年 月 日</p> <p>医師名 ⑤</p> <p>医療機関名</p>
<p>アレルギー性鼻炎 (あり・なし)</p>	<p>病型・治療</p> <p>A 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎 (花粉症) 主な症状の時期：春、夏、秋、冬</p> <p>B 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬 (内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法 (ダニ・スギ) 4. その他 ()</p>	<p>学校生活上の留意点</p> <p>A 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>回 その他の配慮・管理事項 (自由記載)</p>	<p>記載日 年 月 日</p> <p>医師名 ⑤</p> <p>医療機関名</p>

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名

Ⅲ 緊急時対応・エピペン[®]編

1 アナフィラキシー発症時の対応の流れ（例）



2 緊急時に備えた処方薬の取り扱い

エピペン®

- エピペン®は、アナフィラキシーショックを起こす危険性が高く、万一の場合、直ちに医療機関での治療が受けられない状況下にいる者に対し医師が処方するアドレナリン自己注射薬（商品名エピペン®）である。

エピペン®の処方対象者

過去にアナフィラキシーショックの既往がある者で、症状の進展が早くて時間的に猶予のない者、致死的なアナフィラキシーを経験されている者、近隣の医療機関が遠く緊急時にすぐに対応してもらえない者などに処方される。

- ・ 子供がエピペン®の処方を受けている場合には、エピペン®に関する一般的知識や処方を受けている子供についての情報を教職員全員が共有しておく必要がある。これは、予期せぬ場面で起きたアナフィラキシーに対して、教職員誰もが適切な対応をとるために不可欠である。

エピペン®の管理

子供がアナフィラキシーショックに陥ったとき、エピペン®を迅速に使用するためには、子供本人が携帯・管理することが基本である。しかし、それができない状況にあり対応を必要とする場合は、子供が安心して学校生活を送ることができるよう、エピペン®の管理について、保護者、本人、主治医、学校医、学校薬剤師等と十分な協議を行っておく必要がある。

- ・ 子供の在校中に、学校が代わってエピペン®の管理を行う場合には、学校の実情に即して、主治医、学校医、学校薬剤師の指導の下、保護者と十分に協議し、その方法を決定する。
- ・ 方法の決定にあたっては、以下の3点を確認しておく。
 - ①学校が対応可能な事柄
 - ②学校における管理体制
 - ③保護者が行うべき事柄（使用期限、破損の有無等の確認）など
 - * 保管中に破損が生じないように注意するが、破損等が生じた場合の責任は負いかねる等

エピペン®は含有成分の性質上、次のような保管が求められる。

- ・ 光で分解しやすいため携帯用ケースに収められた状態で保管し、使用するまで取り出すべきではない。

エピペン®の注射について

- ◆ エピペン®は、本人もしくは保護者が自ら注射するというのが基本である。
- ◆ エピペン®を自らできない状況にある子供に代わって、教職員が注射することも場合によってはありうる。
- ◆ エピペン®は、一時的に症状を緩和する薬剤であるため、使用する場合は、併せて救急車を要請する。
- ◆ アナフィラキシーではないのに誤ってエピペン®を打った場合には、ほてり感や心悸亢進（心臓がドキドキする）などの症状が起こるが、あくまでも一時的な現象です。15分程度で元の状態に戻る。

救急救命士によるエピペン®注射

アナフィラキシーショック

緊急搬送を依頼する際、消防機関に伝えること

- ① 発症状況（いつ、どこで、何をして、どうなったのか）や主訴（子供の訴え）
- ② エピペン®処方の有無、使用の有無、緊急時連絡先（医療機関）
- ③ アレルゲンの摂取、吸入、接触等の可能性があるかどうか、時間はどのくらいか
- ④ 過去に同じような症状があったかどうか

- * エピペン®の処方を受けている子供の場合には、その旨を消防機関に必ず伝える。
- * 救急救命士は、エピペン®を携帯していない。本人に処方されているエピペン®を使用する。
- * 細かな情報が分からなくても、救急車は出動する。出動後も情報を提供することは可能である。

上記のことが分からない場合でも、通報に遅れが生じることも予想されるので、

「細かい状況が分からない場合でも、まず通報を！」

エピペン®使用の目安

エピペン®は、本人もしくは保護者が自ら注射する目的で作られたものであるため、注射の方法や投与のタイミングについて、医師から処方される際に本人と保護者が十分な指導を受けている。

- ・ 投与のタイミングは、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状（呼吸困難などの呼吸器症状が出現したとき）のうちに注射するのが効果的である。

参考：一般向けエピペン®の適応（日本小児アレルギー学会）

消化器の症状	・繰り返し吐き続ける	・持続する強い(がまんできない)おなかの痛み
呼吸器の症状	・のどや胸が締め付けられる ・持続する強い咳込み	・声がかすれる ・ゼーゼーする呼吸 ・犬が吠えるような咳 ・息がしにくい
全身の症状	・唇や爪が青白い ・意識がもうろうとしている	・脈を触れにくい・不規則 ・ぐったりしている ・尿や便を漏らす

エピペン®の仕組み



「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」より引用

エピペン®の使用手順

STEP 1 準備

携帯用ケースのカバーキャップを指で開け、エピペン®を取り出します。オレンジ色のニードル(針)カバーを下に向けて、エピペン®のまん中を利き手でしっかりと握り、もう片方の手で青色の安全キャップを外し、ロックを解除します。



STEP 2 注射

エピペン®を太ももの前外側に垂直になるようにし、オレンジ色のニードル(針)カバーの先端を「カチッ」と音がするまで強く押し付けます。太ももに押し付けたまま数秒間待ちます。エピペン®を太ももから抜き取ります。



STEP 3 確認

注射後、オレンジ色のニードル(針)カバーが伸びているかどうかを確認します。ニードル(針)カバーが伸びていれば注射は完了です(針はニードルカバー内にあります)。



STEP 4 片付け

使用済みのエピペン®は、オレンジ色のニードル(針)カバー側から携帯用ケースに戻します。



★誤注射を避けるための正しい持ち方

- オレンジ色のニードル(針)カバーの先端に指などを押し当てると、針が出て危険です。絶対に行わないでください。
- 危険ですので絶対に分解しないでください。
- もしも、誤ったところにエピペン®を使用してしまったら、直ちに最寄りの医療機関を受診してください。

正しい
持ち方



誤った
持ち方



マイランEPD合同会社 エピペンサイトからの引用

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」より引用

エピペン[®]の保管について

児童生徒等がエピペン[®]を処方され、携帯している場合、そのエピペン[®]を学校が管理する場合と学校が保管場所を提供しない場合があります。

1. 学校が管理する場合

学校や児童生徒等の状況は様々なので、画一的に学校での保管方法を指定することは出来ません。しかし、1) 利便性と 2) 安全性を考慮した上で、それぞれの学校での最善の保管方法を検討する必要があります。

1) 利便性

エピペン[®]の注射が必要となったとき、速やかにエピペン[®]を現場へ持参できるような保管場所や保管方法を考慮してください。また、児童生徒等が登校時にエピペン[®]を保管場所へ持参し、下校時に受け取って帰宅する上で、負担にならない利便性の高い場所が望ましいです。

2) 安全性

他の児童生徒等がエピペン[®]に触れ、誤射等の事故が起きないようにすることが必要です。このため、児童生徒等の目に触れやすかったり、手が届きやすかったりする場所を避けます。実際に多い対応例は以下のようなものです。

(例)

エピペン[®]を処方されている児童生徒等が登校とともに、一元化された管理者（校長、副校長、担任、養護教諭等）に赴き、校長室、教員室、保健室等に預ける。

保管場所は固定され、全ての教職員がその場所を把握する。また、管理者が不在の時などの対応方法を事前に十分協議して決定しておき、その内容も全ての教職員が把握する。

児童生徒等は下校時に管理者に赴き、エピペン[®]を受け取り、帰宅する。

2. 学校が保管場所を提供しない場合

1) 利便性

エピペン[®]の使用が必要となった時に、児童生徒等が保管場所を第3者に伝えることが困難な場合があります。このため学校は、児童生徒等が日頃どこにエピペン[®]を保管しているか事前に聞いて、把握しておく必要があります。

2) 安全性

学校が保管場所を提供しない場合、児童生徒等はエピペン[®]を教室で、ランドセルや机、ロッカーなどに保管することが多いです。この場合、不特定多数の児童生徒等がエピペン[®]に触れることが可能となり、意図せずまたは意図的にエピペン[®]に触れる可能性が高まります。その結果、他の児童生徒等がエピペン[®]を誤射するなどの事故が発生する可能性があります。学校はエピペン[®]の保管場所を提供しない場合、誤射事故に対するリスク管理（アレルギーがある児童生徒等及びその他の児童生徒達への注意喚起など）を徹底する必要があります。また、万が一の誤射事故への対応も事前に準備しておく必要があります。

なお、エピペン[®]は常温管理であれば、使用期限内の品質に問題は生じません。このため、冷蔵庫での管理はむしろ不適當です。

(参考) 野外活動や修学旅行に行く場合の管理

アレルギー対応食に不慣れなホテルや旅館、ソバ打ち体験等、校外活動や修学旅行は普段の学校生活よりもアナフィラキシー事故の発生する危険性が高まります。事前の打合せを綿密にするのはもちろん、エピペン[®]の管理や事故を想定した準備も重要です。

1) 事前確認

事前に児童生徒等がエピペン[®]を携行するかどうかを保護者に確認し、行程中の管理を話し合っておきましょう。

2) 行程中の管理

学校は、当該児童生徒等の行程を常に把握します。特に小グループ行動や自由行動の時には、目が離れやすいので注意が必要です。

学校がエピペン[®]を管理する場合、管理者は特定の教職員に定めます。当該児童生徒等の行程とともにエピペン[®]も移動する必要があるため、管理者は児童生徒等と行動を共にします。自由行動の時などは、一時的に児童生徒等に管理を任せることも考える必要があります。

3) 現地の医療機関の確認、確保

エピペン[®]を使用した場合には、その後医療機関を受診する必要があります。また、事前に行程先の医療状況を十分に調査しておきましょう。事故時に児童生徒等の搬送先として想定される病院には、事前に学校から了解を得ておくと、万が一のときに迅速に対応できます。